

とのなんともごく簡単なもので、「私たちオーナーとの当初の約束を完全に反古にして、温泉つき別荘をというオーナーの夢や望みを完全に踏みにじる」ものでした。

この主張は、私たちオーナーには、到底受け入れられるものではなく、皆さんと力を合わせて、きちんと自分たちのものに取り戻していかなければいけないと思っております。

皆様方のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、このように、「自分たちはオーナーとの源泉地の共有登記の約束を破ってオーナーの夢や望みを完全に踏みにじっておきながら、なお平然として、年間管理費やまったく根拠のない温泉水道基本料金（年間30000円）までもをいまなお取り続けるという態度は、到底許すことができないものではないか」とも考えられますが、皆様方は、いかがお考えになりますでしょうか。

今回は、9月3日（金）午後16時より同裁判所において開廷の予定です（今回はラウンド形式での開廷予定ですので、傍聴の入室はできませんが、その分、閉廷後の弁護士からの説明と解説の時間をたっぷりとりたいと思います）ので、皆様方のご参加とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成22年7月 日

天瀬温泉別荘地オーナー 様

天瀬五馬会（中央農林被害者の会）所属4グループ

天瀬五馬市温泉別荘自治会	会 長	井	武	士
天瀬町五馬市温泉別荘自治会	会 長	井	上	善
天瀬温泉別荘 桃李の会	代 表	辻	祐	喜
天瀬五馬市温泉別荘八景苑・香葉台の会	代 表	武	内	憲

### 7月16日の裁判（第1回口頭弁論）のご報告

皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、加藤利彦他2名（株式会社中央農林、株式会社宝林）を相手に、源泉地の共有登記と温泉採取権の共有確認を求める「共有登記等請求事件」の第一回口頭弁論が、平成22年7月16日 午前1時30分より、大分裁判所日田支部で行われました。

当日は、原告12名を含め傍聴者30名に加え、マスコミ各社（新聞・テレビ等）の記者や報道陣も傍聴に参加し、傍聴席数確保のために原告の席を原告側弁護士席脇にイスを持ち込んでの開廷となりました。

閉廷後、場所を日田市総合グラウンド横体育館会議室に移し、前田豊弁護士から、今回の裁判の説明と解説をわかりやすく行っていただき、また、報道関係者からは盛んにフラッシュがたかかれていました。

今回の裁判において、原告12名は、加藤利彦他2名に対して、『被告らは、「温泉つき別荘」を売り物とするため、販売時の広告チラシには「源泉地及びそれに付帯する施設等、敷地は各自共有登記になります。」と、また、温泉証書には、「泉源地及び引湯に付帯する施設等敷地は、各持分登記され〇〇〇〇温泉使用に関する権利を永久に保証します。」と明記し、さらに、販売時の現地説明や契約時の説明でも、同様に「共有登記である」旨の説明を行い「源泉地の共有を約した」ことから、原告らは源泉地の共有を信じて購入したものです。

にもかかわらず、「タンク室の登記のみは共有としながらも、源泉地7本の登記に関しては加藤利彦他2名の所有として登記（加藤利彦名義5本、株式会社中央農林名義1本、株式会社宝林名義1本）し、660名の別荘地購入オーナーの誰一人に対しても共有としなかったものである。

よって、これらの7本の源泉地を当初の約束どおり共有となし、ならびに温泉採取権も共有とすべきである。」との判決を求めるものです。

これに対し、加藤利彦他2名の答弁書は、「原告の請求を棄却し、訴訟費用を原告の負担とするとの判決を求める。」というもので、その答弁内容は「追って準備書面にて主張する。」